# 衛生管理担当者マニュアル

# 「定期健康診断」

2018.10.18 初版

## 健康診断の種類

一般健康診断

雇い入れ時の健康診断 定期健康診断 特定業務従事者の健康診断 海外派遣労働者の健康診断 給食従業員の検便 自発的健康診断

特殊健康診断等

#### 法令で義務付けられているもの

じん肺法、有機則、鉛則、四アルキル鉛則、特化則、 高気圧則、電離則、石綿則、 安衛則(歯科医師による健診)

行政指導によるもの

紫外線、赤外線、騒音、重量物、VDTなど

## 健康診断の法的根拠

労働安全衛生法

第66条

第66条の2 第66条の3 第66条の4 第66条の5 第66条の6

- ①一般健康診断
- ②特殊健康診断
- ③歯科医師による健康診断 自発的健康診断の結果の提出 健康診断の結果の記録 医師等からの意見聴取 実施後の措置 健康診断の結果の通知 保健指導等

労働安全衛生法施行令

第22条

健康診断を行うべき有害な業務

労働安全衛生規則

第43条 第44条~52条 第47条 雇入時の健康診断 定期健康診断 給食従業員の検便

## 留意事項

- 1. 法定外項目の取り扱い(人間ドックなど) 会社で把握する場合は、管理対象となるので取り扱いに留意 する。
- 2. 再検査、精密検査は、会社に結果の収集の義務はないが、事後措置の対象となる。
- 3. 健康診断結果は、個人情報保護法に関わる情報となる。 参照: 「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り 扱うに当たっての留意事項」
- 4. 年齢による項目の省略については、産業医の判断のもとに決定する。(事業主よる判断で省略はできない。)

## 定期健康診断の進め方

1. 対象者を把握する

年齡別、性別、特定業務従事者等

2. 健診項目を決定する

省略項目、追加項目

3. 健診機関を決定する

コスト、信頼性、データ管理

4. 運営

日程、場所、事前準備、健診当日の運営

5. 実施後の対応

医師の意見聴取及び事後措置、二次検査、 経過観察者、労働基準監督署への報告

## 1. 対象者を把握する

事業場の従業員数: \_\_\_\_名

男

年齢	人数

女

年齢	人数

常時使用する短時間労働者の健康診断については、期間の定めのない労働契約で1年以上雇用される者、労働時間が4分の3以上の者は実施する。 労働時間が2分の1以上のものは、実施が望ましい。

雇用契約のある会社に実施責任がある。

特定業務従事者(安衛則第13条第1項第2号)	人数
イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	
ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務	
ハ ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放射線にさらされる業務	
ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	
ホ 異常気圧下における業務	
へ さく岩機、鋲打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務	
ト重量物の取扱い等重激な業務	
チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	
リ 坑内における業務	
ヌ 深夜業を含む業務	
ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務	
ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務	
ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務	
カ その他厚生労働大臣が定める業務	

【参考】明確な基準はないが以下の規則・指針等を参考にすることができる「重量物」とは

「女性労働基準規則」満 18 歳以上の女性は、断続作業 30kg、継続作業 20kg 以上の重量物取扱い禁止

「腰痛予防対策指針」満 18 歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね 40%以下と なるように努めること。満 18 歳以上の女子労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量 の 60%位までとすること。

「業務上腰痛の認定基準等について 昭和51年10月16日 基発第750号」 重量物を取り扱う業務とは、おおむね30kg以上の重量物を労働時間の3分の1程度以 上取り扱う業務及びおおむね20kg以上の重量物を労働時間の半分程度以上取り扱う 業務をいう。

#### 「深夜業」とは

午後10時から午前5時までの労働(労働基準法)

深夜業に従事する労働者であって、常時使用され、自ら受けた健康診断を受けた日前6月間を平均して1月当たり4回以上深夜業に従事したものは、自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができる(自発的健康診断、労働安全衛生法66条の2)。

## 2. 健診項目を決定する

項目	内容
既往歴及び業務歴の調査	問診票
自覚症状及び他覚症状の検査	診察
身長、体重、腹囲、視覚及び聴力の検査	聴力は、1,000HZ及び4,000Hzの音に係る検査
胸部エックス線検査及び喀痰検査	
血圧の測定	
貧血検査	血色素量、赤血球数
肝機能検査	GOT、GPT、γ-GTP
血中脂質検査	LDL-コレステロール、HDL-コレステロール、血 清トリグリセライド(中性脂肪)
血糖検査	血糖值
尿検査	尿糖および尿蛋白
心電図検査	安静時

1年以内ごとに1回、定期に実施する

	4. BIVIIか22木両であつて、白ら腹囲を測定し、ての値を中古した白	
胸部エックス線検査	40才未満の者のうち次のいずれにも該当しない者 1.20才、25才、30才、35才の者 2.感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設 等で働いている者 3.じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者	
喀痰検査	<ul><li>1. 胸部エックス線検査を省略された者</li><li>2. 胸部エックス線検査によって病変を発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者</li></ul>	
貧血検査、肝機能 検査、血中脂質検 査、血糖検査、心電 図検査	35才未満の者及び36才から39才の者	
* 聴力検査は、45才未満(35才、40才を除く)の者は、医師が適当と認める検査に代えることができる(1,000HZ及び4,000Hzの音に係る検査を除く)		

項目

身長

腹囲

20才以上の者

1. 40才未満(35才を除く)の者

3. BMIが20未満である者

を反映していないと診断された者

医師が必要でないと認めたときに省略可能

2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積

DMIが22+洋でなって 白に脂囲た測定し その値を由生した老

## 特定業務従事者の健康診断

- (1)配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期健康診断を実施する。
- (2)胸部エックス線検査は、1年以内ごとに1回定期に行えばよい
- (3)貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査は、医師が必要でないと認めるときは前回の健診で実施した場合は全部または一部を省略できる。
- (4) 聴力を前回の健診で受けた者又は45才未満(35才、40才の者を除く)の者は医師が適当と認める検査に代えることができる。

## その他

1. 1年以内に海外派遣前後の健康診断、有害業務健康診断を実施した者は、相当する項目について省略することができる。

## 3. 健診機関を決定する

#### 検討のポイント

(1)コスト

合い見積もりにより価格検討する。

(2)信頼性

契約書の内容を確認する。 パニックデータ(異常値)の緊急通知 セキュリティ(個人情報保護) 産業医との連携

【参考】

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

(3)データ管理

自社のデータ管理方法に合わせたアウトプットが可能 か確認する。

アウトプット帳票を確認する。

【例】

帳票管理(会社保管用)、システム管理

### 4. 運営

(1)日程を決定する

健診機関及び健診会場等により日程調整する。

(2)事前準備

スムーズな受診となるよう時間割を作成する。 対象者へ問診票、受診表等を配付する。

(3)当日

未受診者を把握し受診の督促をする。

(4)健診結果を通知する

健診結果を個人に通知する。

(5)健診結果を保存する

健診結果に基づき個人票を作成し、5年間保存する。

### 5. 実施後の対応

(1)医師からの意見聴取

健診結果に基づき事後措置を決定するための 医師からの意見を聴取する。 (健診を実施した日から3か月以内) 聴取した意見は個人票に記録する。

\*医師:産業医または地域産業保健センターの活用(健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針)

(2)事後措置を決定する

就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置など、当該従業員の実情を考慮し、必要に応じて実施する。

(3)健診結果を報告する (50人以上の事業場)

定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督 署に提出する。(様式第6号 厚生労働省ホーム ページよりダウンロード可)

## 5. 実施後の対応

(4)二次検査、要経過観察者

二次検査は、受診を勧奨する。結果については 提出を働きかけることが望ましい。 必要に応じて、医師又は保健師による保健指導 を実施する。

(5)その他

健診結果等の情報を誰がどう取り扱うか社内規 定で定める。